

納税通知書の公示送達について

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、納税通知書は、市民部課税課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和8年6月11日

立川市長 酒井大史

1

- (1) 送達すべき書類 令和8年度(令和7年度相当分)立川市市民税、都民税及び森林環境税納税通知書
- (2) 書類送達した納税通知書番号及び氏名 市民税・都民税・森林環境税公示送達者名簿のとおり

2

- (1) 送達すべき書類 令和8年度(令和6年度相当分)立川市市民税、都民税及び森林環境税納税通知書
- (2) 書類送達した納税通知書番号及び氏名 市民税・都民税・森林環境税公示送達者名簿のとおり

市民税・都民税・森林環境税公示送達者名簿

(令和8年6月11日公示分)

○令和8年度立川市市民税、都民税及び森林環境税納税通知書(令和7年度相当分)

納税通知書番号	氏名
40837	NGUYEN THI THUY DUNG
41279	木村 紅愛
41554	NGUYEN VAN BONG
8000558	佐野 涼太
8000299	KHONG DUY HUNG
40814	立花 航汰
	以下余白

市民税・都民税・森林環境税公示送達者名簿

(令和8年6月11日公示分)

○令和8年度立川市市民税、都民税及び森林環境税納税通知書(令和6年度相当分)

納税通知書番号	氏名
8001888	土屋 義行
	以下余白